



発行所 焼津市役所
 編集兼人 山口 謙三 副社内
 発行 共有 栄限
 印刷所 栄限
 定価

一〇二世帯が焼津市に 合併祝賀式は四月三日

長い間、成行きを注目されていた広幡村との合併問題に、ついに終止符が打たれました。さる三月五日の市議会に提出された広幡村大字越後島を、焼津市に分村合併させる案が決議されたからで、きたる四月一日正式に合併、三日にその祝賀式が行われる事になりました。

合併する越後島とは

地勢 この域を南北に貫ける朝比奈川とわずかな距りを保ちつゝ、並行して地域を貫いて居り、これより拓ける南西部の一角は、米麦生産の農耕地で、その面積は五十余町歩におよび、平坦地帯の純農村部落であります。

沿革

この地域の再収以前、すなわち、慶長六年酒井備後守領に属したのをはじめとし、同十一年幕領。同十四年徳川頼貞領。続いて寛永二年より徳川忠長領。同七年再び幕領。同十二年田中城主領の変遷を経て明治維新に入り、

固定資産課税台帳の縦覧
 は 三月三十日までです
 この期間中は日曜日も行います
 からお出掛け下さい。—税務課—

駿河国が静岡県管轄に属するも現在の焼津市の大覚寺、八幡、地域と共に第六七七区に属しました。二十二年町村制の発布により当時明治六年六月二十二日大区制度の発布によりこの地域は第七大区第二小区となり、八幡、策牛、関

(関係市村の現況調べ)

区 分	焼津市	越後島	合 計
現在人口	68,258	566	68,824
現在世帯数	12,245	102	12,347
国勢調査人口	67,229	564	67,793

面積広ぼう

区 分	焼津市	越後島	合 計
面積	44.65 KM ²	0.68 KM ²	45.33 KM ²
広ぼう	東西	0.50 KM	5.79 KM
	南北	12.5 KM	1.20 KM

一般産業

方等と共に、区画を改められ、明治十一年七月太政官布告により町村編成法発布されると、益津郡越後島村として始めて独立村となりました。続いて明治十七年郡区画の改正におよび、他の十ヶ村を

農地の潰廃には 必ず誓約書

急速に発展しつつある焼津市においては、宅地及びその他の目的で農地(田、畑)を潰廃するものが非常に増加してまいりました。

新規受診証の 交換時期です

昭和三十二年度は国民健康保険の受診証の書換の年であります。現在使用中の受診証は三月末日限りで新規の受診証と交換になりますので、三月二十五日頃より三十一日までに、隣組長さんより、旧受診証と引換に新受診証を受取るよう御知らせ致します。

なお新受診証は昭和三十四年三月まで使用する予定でありますから大切に保管して下さい。市民課 課長 賀田 啓一

牛妻部落(静岡市)の人々に

静岡市牛妻部落の大火により焼け出された五百余名の気の毒な人々に各地から温かい救援の手がさしにわかれておりますが、当市においても左記の人々から尊い金品が贈られております。

△焼津支部婦人会代表数崎けい(敬称略)・一、二〇〇円、衣類三〇〇点▽西町常盤会代表仁藤忠男・六〇〇円、衣類七十七点▽城之腰大石平次・衣類二五五点▽小川中三年代表八木桂子・雑誌四〇冊▽焼津見崎直次郎・衣類二二点▽焼津第七支部婦人会代表萩原とく・衣類三七三三点▽焼津北水井誠一・衣類二二点▽小川見原順・衣類三〇点▽ガールスカウト第一九団・衣類三一点▽焼津北小俣ひで・衣類一〇点▽小川多々良みよ・衣類八点▽和田小六三年三組一同・四二二点▽西町松野みつ・衣類一〇〇点▽匿名・衣類三〇点、なおこの外大覚寺上塩沢さんからも市内生活困窮者へと、衣類三一点が寄せられております。—福祉事務所—

旧軍人等の遺族に對する 恩給・年金に関する法律

旧軍人等の遺族に對する恩給等の
特別法による遺族年金の支給の範
囲は次に掲げるすべての要件をみ
たしている者であること。

一、死亡した者について

(一)死亡した者が、受傷又は罹病当
時恩給法の一部を改正する法律
(昭和二十一年法律第三十一号
)による改正前の恩給法第二十
一条に規定する軍人又は準軍人
であつたこと。

(二)死亡した者が受傷又は罹病当時
營内に居住すべき軍曹以下(曹
長の場合は俸級が三、四等級の
俸級を受けていた者)の軍人又
は準軍人

(三)死亡の原因となつた傷病につ
いて

(四)当該傷病が、昭和十六年十二
月八日から昭和二十年九月一日ま
で

の間に生じたものであること
(一)当該傷病が、本邦、樺太、千島
列島、朝鮮、満洲又は台湾にお
いて生じたものであること、た
だし、当該地域が戦地であつた
期間に生じたものを除く

(二)当該傷病が、昭和十九年一月
一日前に生じたものである場合に
おいては、その傷病が職務に関
連することが明白であると認め
られるものであること。

(三)死亡した者の死亡に関する恩
給法又は、援護法における取扱
について

(四)死亡した者の死亡につき、援護
法第三十四条第二項の規定の適
用により弔慰金の支給を受けた
こと

(五)死亡した者の死亡につき、援護
法第三十四条第二項の規定の適
用により弔慰金の支給を受けた
こと

市民課 だより 一 下旬

【十八日】小川地区育児相談(一
区公会堂)・豊田地区妊婦一斉検
診(公民館)【十九日】小川地区
大富地区育児相談(小川下河原公
務所、中根才堂)【二十七日】大
富地区育児相談(川原才堂北道原
才堂)【二十八日】大富地区育児
相談(本中根才堂、大富公民館)
【二十九日】豊田地区育児相談(大
五才才堂、小土作業所)

者があること
(一)死亡した者の死亡につき、旧恩
給法の特例に関する件の施行前
に、改正前の恩給法の規定によ
る扶助料を受ける権利について
の裁定(公務扶助料を給する裁
定を除く)を受けているもので
あるときは、援護審査会の議決
を経たものであること。

(二)当該遺族が、援護法に定める遺
族年金の支給を受けるべき要件
をそなえていること。

(三)当該遺族が当該旧軍人旧準軍人
の死亡につき、援護法第二十三
条第二号の規定により遺族年金
を支給されるべきものでないこ
と。なおこの改正法の取扱事務
手続は本年八月頃になる予定で
すから念のため申しそえます。

また不明、疑問な点は福祉事務
所へお問合せ下さい。

福祉事務所

昭和三十一年度住民税申告書の記入指導を
しますから御利用下さい。

おねがい

世帯毎に、世帯構成人員調査を行
いますから、調査用紙が配付せら
れた際は、該当事項記入の上全世
帯、もれなく提出されるよう御願
いします。

法に規定する扶助料を受ける権
利又は資格を失うべき事由に該
当しなかつたものは、すべて特
例法第三条の規定により扶助料
を受ける権利もしくは資格を取
得するものである。

(四)当該遺族が、援護法に定める遺
族年金の支給を受けるべき要件
をそなえていること。

(五)当該遺族が当該旧軍人旧準軍人
の死亡につき、援護法第二十三
条第二号の規定により遺族年金
を支給されるべきものでないこ
と。なおこの改正法の取扱事務
手続は本年八月頃になる予定で
すから念のため申しそえます。

また不明、疑問な点は福祉事務
所へお問合せ下さい。

福祉事務所

昭和三十一年度住民税申告書の記入指導を
しますから御利用下さい。

おねがい

世帯毎に、世帯構成人員調査を行
いますから、調査用紙が配付せら
れた際は、該当事項記入の上全世
帯、もれなく提出されるよう御願
いします。

(一) 異動

焼津市選挙管理委員会の委員長に
左記の通り異動がありましたから
お知らせします。

新委員長
焼津市新屋三五ノ三ノ一
岩本善吉氏

旧委員長
焼津市焼津北二四〇
清水兵一郎氏

百日咳予防注射

十八日、豊田地区大覚寺上(豊田
診療所)
十九日、小川地区(小川公民館)
二十日、和田地区(和田公民館)
二十一日、五、六、七、四、七、
八区の一部(市講堂)
二十五日、一、二区・三、四区の
一部(二区公会堂)
二十六日、七、十三区大覚寺下(旭町公会堂)
二十七日、東益津地区(第二回)
(東益津公民館)
二十八日、東益津地区(第二回)
(東益津漁会)

産業開発青年

隊員募集
左記要領で静岡県産業開発青年協
会並静岡県共済で標記隊員を募集
しますから、志望者はふるつて応
募して下さい。

世帯毎に、世帯構成人員調査を行
いますから、調査用紙が配付せら
れた際は、該当事項記入の上全世
帯、もれなく提出されるよう御願
いします。

募集人員 県内で五十名
応募資格 十八才以上二十三才
迄の未婚男子で中学校卒業以上
の者

申込方法 入隊申込書(市民課
にあり)市長、青年団長の推せ
ん書、履歴書(写真添付)健康
診断書、学業成績証明書、家族
調書等の書類を整え、静岡市追
手町静岡県民会館内静岡県産業
青年協会に提出のこと

申込締切昭和三十一年三月末日
選衡試験、静岡市で四月三日頃
行つて予定(協会より申込者に通
知する)

合格発表、四月十五日頃直接通
知する
作業、四月中下旬頃から秋葉タ
ム建設工事作業に従事する。な
お秋葉タム完成の場合は更に作
業現場を移転する場合もあり期
間は約一年

教育、基礎教育、一般教育(主
として数学)技能教育(土木測
量建設機械)を夜間一日平均二
時間受講
特別教育、隊員の志望、優秀者
海外移住希望者に対し建設省の
行つ特別技能教育(三ヶ月)に
推せんする

その他、所定の課程修了者には
修了証交付し本人の希望により
出来るだけ就職又は自立のあつ
せんに努力する。
詳細については市役所市民課に
お問合せ下さい。